

北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に対する抗議決議

北朝鮮は、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、平成 28 年 1 月 6 日に核実験を強行し、また、去る 2 月 7 日午前 9 時 31 分に人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験を行った。

周辺諸国の中止要請を無視して強行されたこのような行為は、一連の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明らかに違反するものであり、我が国や国際社会に重大な不安や恐怖を与える行為であって、断じて容認できない。

北朝鮮は、これまでも核実験、ミサイル発射などを繰り返しており、今回の暴挙は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるとともに、核兵器による惨禍を唯一経験し、核廃絶を強く願う国民の思いを踏みにじるものである。

また、弾道ミサイルは沖縄県上空域を通過し、平穏な生活を営む市民・県民を不安と恐怖に陥れた。一步間違えば、県土や航空機、船舶を直撃し、大惨事を起こしかねず、平和を希求する市民・県民として、断じて許せるものではない。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守る立場から、北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に対して断固抗議する。さらに、北朝鮮が一連の国連安保理決議、六者会合共同声明、日朝平壤宣言を誠実かつ完全に実施し、世界平和の構築に向けた適切な処置を講じるよう強く要求する。

以上、決議する。

平成 28 年 2 月 23 日

沖縄県浦添市議会

宛先

朝鮮民主主義人民共和国 国防委員会第一委員長